

小牧市監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果について公表する。

令和6年2月29日

小牧市監査委員 梅 村 圭 輔

小牧市監査委員 河 内 伸 一

定期監査の結果について

第1 監査の対象及び実施期間

建設部

道路課、河川課、建築課、用地課

対象期間 令和5年4月1日から令和5年9月30日までの所管業務

実施期間 令和5年10月26日から令和5年12月22日まで

第2 監査の方法

小牧市監査基準に準拠し、共通する収入・支出事務、契約事務、財産管理等の財務事務及び所管する個別の事業において、それぞれ抽出による関係書類や監査資料等を調査するとともに、関係職員から説明を求め、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかに主眼をおいて監査を実施した。

第3 監査の結果

監査を実施した範囲においての各所管の事務処理状況については、一部の是正・改善を要する事項を除き、適正に執行されていると認められた。なお、軽微な事務の誤りについては、その都度是正指導を行った。

各所管の監査の結果及び意見は次のとおりである。

【建設部】

《 道路課 》

指摘事項なし

意見

- ・ 道路課においては、自転車利用者が安全で快適な自転車通行空間を利用できるよう効果的かつ効率的な整備を行っていくため、自転車ネットワーク計画の策定に取り組まれている。策定にあたっては、計画に必要な基礎データの把握に努められ、通行空間の確保など実情に合った計画を策定されたい。
- ・ 幅員4.0m未満の狭あい道路整備事業にあたっては、建築基準法に基づく道路情報の把握が必要となるため、建築課と連携し案件ごとに確認を行っているとのことである。

このように他部署との連携が必要な事業においては、連携の手法や方法等も検討され、事務の効率化を図られることを期待する。

《 河川課 》

指摘事項なし

意見

- ・ 準用河川の改修や雨水下水道整備は、合流する一級河川の改修状況によって制限されるため長期間に及ぶものの、河川課においては、事業の進捗に対する県への要望活動を継続的に実施しながら事業を進められている。また、公共施設等の整備に併せて大雨時に雨水を一時的に貯留する施設の

整備を行うとともに、民間企業や一般家庭における雨水貯留施設等の設置に対する補助金を交付し、貯留量の増加を促している。

補助金制度等の周知も含め、引き続き流域治水対策に取り組まれない。

《 建築課 》

指摘事項

- ・ 契約事務について

契約書に貼付された収入印紙の金額が誤っていたもの

意見

- ・ 建築課においては、「小牧市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、市営住宅の躯体の長寿命化だけでなく安全性の確保、居住性の向上、省エネルギー対応、福祉対応等を図る目的で計画的に改修を実施されている。

令和6年度に予定されている市営鷹之橋住宅の浴室等改修工事は、入居者が居住した状態での工事となるため、今年度空きが生じた一室で試験的に工事を実施し、問題点、施工方法、手順及び施工日数などを検証され、その結果を来年度の工事に反映させるとのことである。この取組は、今後の改修工事を実施する上でも役立つものであるため、引き続きよりよい施工方法の検討に取り組まれ、市営住宅の保全に努められたい。

- ・ 市営住宅における家賃の滞納者に対して、毎月、滞納状況を記載した催告書を送付するとともに、今後6か月分の納付計画書の提出を求めるなどの取組により、いずれも時効を迎えることなく完納されているとのことである。この取組を今後も継続され、収納率向上に努められたい。

《 用地課 》

指摘事項なし

意見

- ・ 用地課において新規に取得依頼を受ける場合は、土地代金や物件補償金、その他必要となる経費の概算を算出する事務を行っている。その後、事業

担当部署が発注した補償積算委託先との打合せに参加しての事前調整や、買収状況と工事の見込みスケジュール等の相互確認を随時実施するなど、円滑な事業進捗に努められている。

土地所有者の状況は様々であり、交渉が難航する場合も想定されるが、引き続き事業担当部署との連携を密にし、公共用地取得業務を進められたい。